

2017（平成29）年2月10日

月形刑務所  
所長 河野 満 殿

札幌弁護士会  
会長 愛 須 一 史



札幌弁護士会人権擁護委員会  
委員長 大 賀 浩 一



## 要 望 書

当会は、申立人 〃 氏（以下「申立人」という。）からの人権救済申立について、当会人権擁護委員会（以下「当委員会」という。）の調査結果に基づき、以下のとおり要望する。

### 要望の趣旨

閉居罰執行中の申立人が物品使用許可を出願した別紙物品目録記載の物品につき、いずれも申立人の不服申立に係る書面作成のために使用を許可すべき物品であったにもかかわらず、使用を不許可としたことは、申立人の権利救済の道を故なく妨げるものである。

今後は同様の措置をとることなく、不服申立に係る書面作成のために必要性が認められる物品については、速やかに使用を許可し被収容者に交付するよう要望する。

### 要望の理由

#### 第1 当委員会による予備調査及び本調査の経過概要

- 1 平成28年3月 3日 申立人からの面談による事情聴取
- 2 平成28年3月25日 追加申立受付
- 3 平成28年4月27日 月形刑務所（以下「相手方」という。）に対する

## 照会

- 4 平成28年 5月19日 相手方からの回答
- 5 平成28年 6月30日 相手方に対する照会
- 6 平成28年 7月21日 相手方からの回答
- 7 平成28年10月26日 申立人及び相手方に対する照会
- 8 平成28年11月 4日 申立人からの回答
- 9 平成28年11月17日 相手方からの回答

## 第2 申立人の主張

- 1 申立人は、平成28年2月23日から同年3月8日までの15日間、閉居罰を科されたが、その間、不服申立（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第157条以下）をするため、相手方に対し、物品の使用許可を出願したところ、そのうち別紙物品目録記載の物品（『六法全書』と『逐条解説刑事収容施設法（有斐閣）の写し62枚』（以下これらを「本件物品」という。))の使用を不許可とされた。
- 2 平成27年11月までは、申立人が相手方において閉居罰を科されている間においても、本件物品の使用は認められており、特に使用の必要性について疎明を求められることもなかったが、上記1においては、相手方よりその疎明を求められ、申立人が何度疎明をしても「必要性が認められない」と回答されるだけであった。

## 第3 相手方の回答

- 1 平成28年2月23日、同月24日、同月29日、同年3月2日、同月3日及び同月7日、申立人から、閉居罰執行中における不服申立てに際し、法令集、広辞苑、逐条解説のコピー62枚、六法全書、ノート等を使用したい旨の出願があったが、逐条解説のコピー62枚（申立人の自弁の物品）及び六法全書（相手方所有に係る被収容者に貸与する備え付けの書籍）については、その使用を不許可とした。

なお、上記不服申立ての種類については、平成28年2月23日は札幌矯正管区長に対する審査の申請、同月24日、同月29日、同年3月2日、同月3日及び同月7日については法務大臣に対する苦情の申出であった。

また、「法令集」（申立人の自弁の物品）とは、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律などが記載されているものであり、「逐条解説」とは、『逐条解説刑事収容施設法（有斐閣）』のことであるが、「逐条解説のコピー62枚」の解説している条文等の内容については、記録として残していないため回答時点において把握していない。

2 閉居罰執行中は、自弁物品の使用又は摂取が停止となるが、閉居罰執行中に不服申立てをする場合においては、平成19年5月30日付法務省矯総第3353号「被収容者の不服申立てに関する訓令の運用について（依命通達）」に基づき、申立てのあった書籍等の閲覧の必要性を疎明させた上で、個別に判断している。

申立人の出願に関しては、法令集については必要性が認められたため、その使用を許可したが、逐条解説のコピー62枚及び六法全書については必要とする具体的理由を疎明せず、必要性が不明又は認められなかったため、その使用を不許可とした。

なお、申立人は、相手方に対し、逐条解説のコピー62枚及び六法全書が必要な理由として、「新法を詳細に記述したもので、施設の間違った解釈を正す為に必要である。」、「法務省、検事、弁護士に正しい法の基準として用いられており、本件不服申立にも正しい法の記載が求められる為。」、「不服申立作成において、逐条解説と六法は必要不可欠なものである。」などと疎明した。

3 平成27年11月15日まで、申立人の閉居罰執行中における不服申立てに際し、逐条解説のコピー62枚及び六法全書の使用を認めていたが、被収容者の閉居罰執行中における不服申立てに際して、必要性が認められない物品まで使用を認めると、謹慎の趣旨に反する結果を生ずるおそれがあり、また、被収容者によっては、閉居罰執行終了後すぐに知人等に信書を発信できるよう、信書を作成すること、あるいはノートに日記等を記載することを目的に、不服申立てと称して、必要な物品を願い出た上で、これらを作成するなどし、当該不服申立書を発送することなく不服申立てを終了するなど、真に不服申立てを行っていないのではないかとかがわれることが散見されたため、同日以降、被収容者の閉居罰執行中における不服申立てに係る物品の使用については、その必要性を疎明させた上で、必要と認められる場合に使用させる取扱いに変更した。

#### 第4 当委員会の判断

1 相手方は、閉居罰執行中、不服申立に係る書面作成のためになされた物品使用許可の出願に対しては、平成19年5月30日付法務省矯総第3353号「被収容者の不服申立てに関する訓令の運用について（依命通達）」（以下「依命通達」という。）に基づき、申立てのあった書籍等の閲覧の必要性を疎明させた上で、個別に判断していると述べるが、本件において、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律などが記載されている法令集の使用を許可したにもかかわらず、本件物品の使用を不許可としたこと

については、単に「必要性が不明又は認められなかった」ことを理由にするだけである。両者（法令集と本件物品）の記載内容に照らせば、一方は許可、他方は不許可とする取扱いに何らの合理性も見出せない。仮に相手方が申立人に対し、本件物品を使用させたとしても、「謹慎の趣旨に反する結果を生ずるおそれ」など到底認められず、また、申立人において「真に不服申立てを行っていないのではないか」などと窺わせる事情が認められるはずもない。

さらに、依命通達によれば、閉居罰執行中の者が不服申立に係る書面を作成するに当たり、「懲罰の執行を延期しない場合には、作成期間中、1日につき4時間を下回らない範囲で申請書の作成及びこれに必要な書籍等の閲覧に充てさせること。」とされており、現に、平成27年11月15日まで、相手方が申立人に対し本件物品の使用を認めていたのも、同物品が不服申立に係る書面の作成に「必要な書籍等」に当たると判断していたからに他ならない。この点、相手方は、「平成27年11月15日以前は、閉居罰執行中に不服申立てを行う場合において、不服申立書の作成に必要な物品を願い出たときは、当該物品の必要性の有無について、十分な確認をすることなく」許可をしていた旨述べるが、いずれにしても、相手方が本件物品を不服申立書の作成に必要な書籍等として扱っていたことに変わりはない。

2 このように、相手方が、申立人の不服申立に係る書面作成のために使用を認めるべき本件物品について、平成27年11月15日以降、あえてその必要性の疎明を求めた上、かつ、申立人が相手方に対し、「法務省、検事、弁護士に正しい法の基準として用いられており、本件不服申立にも正しい法の記載が求められる為。」などと具体的な理由を疎明しているにもかかわらず、「必要とする具体的理由を疎明せず、必要性が不明又は認められなかった」などという理由で、本件物品の使用を不許可としたことは、同日以降、相手方が被収容者の閉居罰執行中における不服申立てに際しての使用物品の許可・不許可につき、恣意的な運用を実施しているという疑念を抱かせるものである。

3 被収容者は、刑事施設に拘禁され、生活の全般にわたり様々な規制を受けるため、その処遇に関し不服や苦情が生じやすい上、不服や苦情が生じたときに、迅速にこれを処理しなければ、被収容者に対する処遇を円滑に行う上で支障を生じかねない（被収容者が不満を抱いたままであると、無用な軋轢などが生じる）ことも踏まえれば、行政上の不服申立ての制度を設ける必要性は、一般の行政処分などと比較してより大きいともいえ（有斐閣『逐条解説刑事収容施設法』（改訂版）807頁）、このような観点から、法は、不服申立制度（第13節）を設けて被収容者の権利救済制度を充

実化しているのである。

上記相手方の措置は、被収容者の権利救済の道を故なく妨げるものであって是認することはできない。

## 第5 結論

以上より、相手方においては、今後は同様の措置をとることなく、不服申立に係る書面作成のために必要性が認められる物品について、速やかに使用を許可し被収容者に交付するよう要望する。

以上

(別紙)

## 物 品 目 録

- 1 『六法全書』 (有斐閣・平成20年版)
- 2 『逐条解説 刑事収容施設法』 (有斐閣・初版) のうち、8～11頁、86～93頁、306～341頁、389～401頁、550～563頁、639～667頁及び760～781頁の写し (合計62枚)